

## 参考文献等

### 【参考文献】

- ・阿部ほか著『地方自治の現代用語（第2版）』学陽書房、2005年
- ・磯部力「自治体の国政参加」松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『制度—自治体の構想2』岩波書店、2002年
- ・伊藤敏安『地方分権の失敗—道州制の不都合—円滑な推進に向けた経済学的論点整理』幻冬舎ルネッサンス、2009年
- ・生沼裕・板垣雅幸「都道府県・市町村間における権限移譲の現状と課題—屋外広告物事務を例に一」『地域政策研究』（第9巻第1号）高崎経済大学地域政策学会、2006年
- ・岩崎美紀子『市町村の規模と能力（分権型社会を創る7）』ぎょうせい、2000年
- ・岡内誠「地域主権型社会の実現過程における権限移譲の機能と課題」北海道企画振興部地域主権局、2007年
- ・金井利之『自治制度（行政学叢書3）』東京大学出版会、2007年
- ・金井利之「自治体への事務権限の移譲と分権改革」『都市問題研究』（第62巻）都市問題研究会、2010年
- ・片山泰輔「政策執行の主体と効率性」山内弘隆・上山信一編著『パブリックセクターの経済・経営学』N T T出版、2003年
- ・佐藤俊一『地方自治要論（第2版）』成文堂、2006年
- ・志田文毅「北海道における市町村への事務・権限の移譲について」北海道企画振興部地域主権局、2007年
- ・地域主権改革研究会『解説—地域主権改革』国政情報センター、2011年
- ・辻山幸宣・上林陽治編『分権改革のいまをどう見るか』（自治総研ブックレット7）公人社、2009年
- ・渡名喜庸安・行方久生・春山一穂編著『「地域主権」と国家・自治体の再編』日本評論社、2010年
- ・西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2005年
- ・西尾勝『地方分権改革の道筋—自由度の拡大と所掌事務の拡大—』公人の友社、2007年
- ・羽貝正美「基礎自治体の新しい地平」羽貝正美編著『自治と参加・協働』学芸出版社、2007年
- ・羽貝正美「『地域主権改革』論が問いかけるもの」『まちづくり研究はちおうじ』（第7号）八王子市都市政策研究所、2011年
- ・前田成東「分権時代の自治体職員」『まちづくり研究はちおうじ』（第7号）八王子市都市政策研究所、2011年
- ・宮脇淳『創造的政策としての地方分権—第二次分権改革と持続的発展』岩波書店、2010年
- ・室井力編『現代自治体再編論』日本評論社、2002年
- ・村松岐夫「何が都市行政機構を変えたか」（財）日本都市センター『分権時代における事務機構のあり方』（財）日本都市センター、2010年
- ・元木博、三谷清人「八王子市における『より良い事務権限の移譲』とは」『まちづくり研究はちおうじ』（第7号）八王子市都市政策研究所、2011年
- ・森田朗・田口一博・金井利之編著『分権改革の動態』東京大学出版会、2008年
- ・森田朗「分権改革の“錯誤”と職員に求められる“覚悟”」『地方自治職員研修』1月号、公職研、2001年
- ・八代充史「地方分権化と自治体職員の専門性」『都市自治体行政の「専門性」—総合行政の担い手に求められるもの—』（財）日本都市センター、2011年
- ・長峰純一「公共形成と公共選択」山内弘隆・上山信一編著『パブリックセクターの経済・経営学』N T T出版、2003年

### 【参考資料】

- ・第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」、2003年
- ・地方分権改革推進委員会「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」、2009年

- ・東京都「『地方の自立』に向けて～東京から地方分権を考える～」、2007年
- ・東京都「地方分権改革の実現に向けた要求」、2011年
- ・東京都市町村自治調査会『地方分権改革の推進に関する調査報告書』、2010年
- ・東京都特別区長会『都区のあり方検討委員会・幹事会の記録 I～V』、2010年
- ・内閣府『地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）』、2010年
- ・奈良県「『奈良モデル』検討報告書～県と市町村の役割分担のあり方～」、2010年
- ・八王子市「中核市移行への取り組み」、2001年
- ・八王子市「保健所政令市への移譲事務にかかる検討（中間）報告書」、2005年
- ・北海道「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」フォローアップ報告書、2008年
- ・町田市「東京都からの事務移管に伴う包括的財源移譲方式に関する研究報告書」、2003年

**【参考ホームページ】 ※ 各都道府県や行政関係で参照したものは紙幅の関係から省略している**

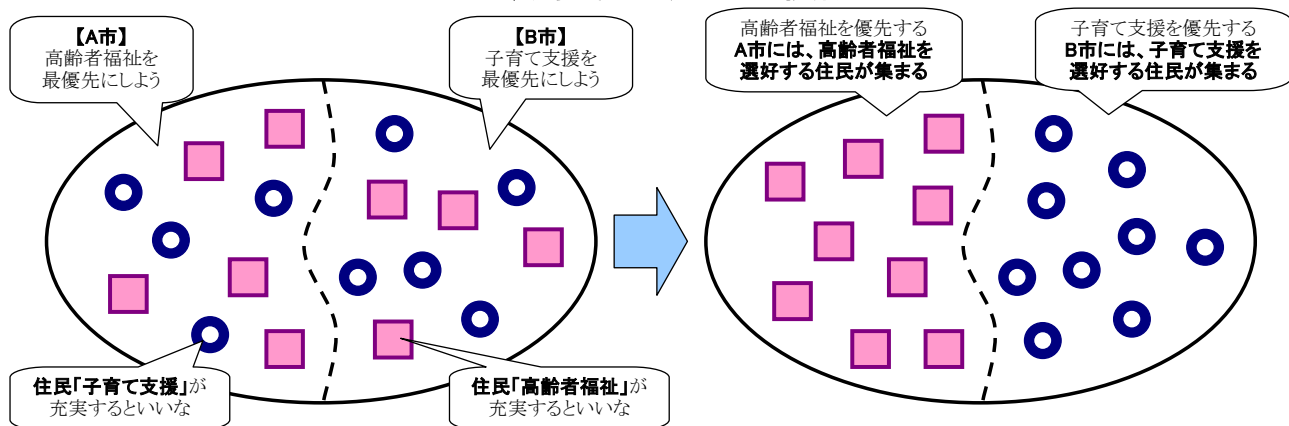
- ・全国町村会HP (<http://www.zck.or.jp/column/kanazawa/2665.htm>) (コラム:「補完性の原理が地方を苦しめる不思議」 横浜国立大学経済学部教授 金澤史男) ※平成23年12月16日確認

### 参考資料1 足による投票（伊藤:2009、片山:2003を基に、整理・加筆して作成）

「足による投票」とは、C.ティブーという経済学者が1956年に提唱したもので、その内容を基礎自治体になぞらえると以下のようなものとなる。

人々の移動が完全に自由（移動のコストもゼロ）であるなら、基礎自治体は住民に定住してもらって安定的に税収を確保しないと存立できない。そして、基礎自治体が自らの政策を主体的に決定し、かつその費用負担も自ら決定できる状況になれば、人々は基礎自治体の供給する公共サービスのメニューとその税負担額を考慮して、自治体を選択することがある程度可能になる。

図表 参考-1 足による投票



出所：伊藤（2009）p. 51を基に作成

こうして「足による投票」が行われると、例えば、図表 参考-1 のように、高齢者福祉を重視する基礎自治体には高齢者福祉を選好する人々が集まり、子育て支援を重視する基礎自治体には、子育て支援を選好する住民が移住するといったように、資源が効率的に配分されると同時に、同質的な選好をもつ人口が配置されることとなる。

また、このような状況においては、各基礎自治体はより良いサービスを効率的、つまり少ない税負担で供給できないと住民に逃げられてしまうこととなるため、基礎自治体間にも、民間企業間の市場メカニズムに似た競争原理がある程度働くことが期待される。

なお、ティブー仮説は、多くの条件<sup>58</sup>のもとでないと成立しない。このような厳しい条件を前提とする仮説をそのまま現実に適用することはできず、現実には雇用の関係や引っ越しの費用など移動を妨げる要因は数多くある。

しかし、そのような制約があったとしても、基礎自治体が自主的にサービス内容と費用負担を決定することができれば、基礎自治体間の競争も少なからず機能することとなり、基礎自治体自らが政策執行の効率化などに向けて努力するインセンティブも、これまで以上に働くと考えられる。

<sup>58</sup> ティブー仮説は以下のような条件下でなければ成立しない。「①人々は最も満足度の得られる地域に完全に自由に移動できる。②人々は地方政府の予算や政策を完全に知っており、そのような差異に敏感に反応して行動する。③選択可能な地域が極めて多数存在する。④雇用機会によって移動が制約されない。⑤当該地域における行政サービスの便益が地域を越えてスピルオーバー（漏出）しない。⑥行政サービスの供給において平均費用が最小となる最適人口規模が存在する。⑦地方政府はその最適規模を維持するため、人口の流出入を調整できる」（伊藤[2009:p. 52]）

**参考資料2 分権化定理（伊藤:2009、長峰:2003を基に、整理・加筆して作成）**

参考資料1の「足による投票」は、人々の自由な移動を前提としたものであるが、人口移動がないという前提条件の下では、ウォーレス・E・オーツの「分権化定理」がある。この定理は、分権化のメリットをまさに単刀直入に表現している。以下、基礎自治体になぞらえた表現で紹介する。

分権化定理とは、「当該地域の人々が消費し、いずれの算出水準量においても供給費用が国と基礎自治体で等しいような公共財については、基礎自治体がそれぞれの地域に効率的な産出水準量で供給することにより、国が全ての地域に一樣に一定水準で供給することと比較して必ず効率的になる」というものである。住民により近い基礎自治体は住民の選好をよりの確に把握することができるのに対し、中央政府はそうではないという「情報の非対称性」に着目したもので、以下のような説明がなされる。

図表 参考-2 のように、基礎自治体Xと基礎自治体Yでは、公共財に関する選好に格差があるとするとする。基礎自治体Yの人々は公共財をそれほど評価していないのに対し、基礎自治体Xの人々は公共財をより高く評価している。

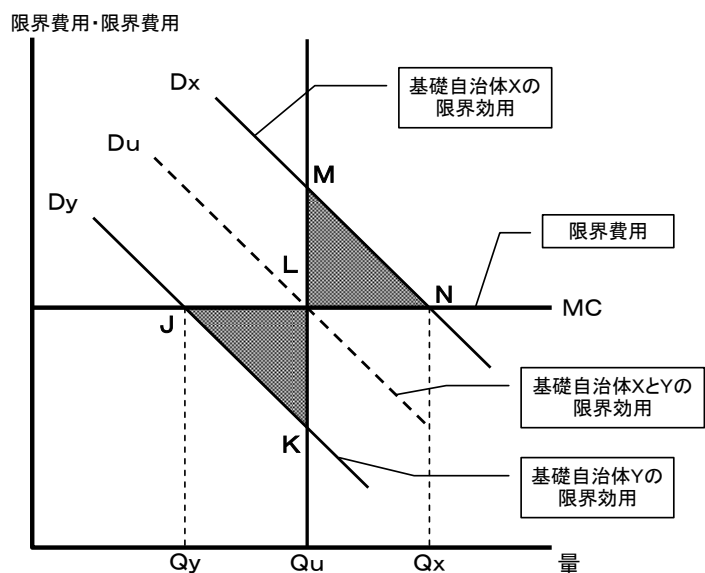
基礎自治体X・基礎自治体Yともに公共財を供給する限界費用（利用者をひとり追加したときの費用の増減）が変わらなるとすれば、それぞれの住民の選好に応じて公共財を供給することで、各自治体において最も望ましい水準が達成される。すなわち基礎自治体Xは $Q_x$ 、基礎自治体Yは $Q_y$ である。

他方、国が全国一律的に公共財を供給する場合、情報の非対称性により、国は基礎自治体間で異なる住民の選好を厳密に把握することはできない。そのため国は、基礎自治体Xと基礎自治体Yの「平均的な選好」に基づいて公共財を供給する。この時の供給量が、平均的な限界効用曲線と限界費用曲線の交点に対応したMCである。

供給量が $Q_u$ である時には、基礎自治体Yの人々にとっては「三角形JKL」の超過負担が発生し、基礎自治体Xの人々にとっては「三角形LMN」の不足が発生する。各基礎自治体の住民にとって供給量が $Q_u$ というのは「妥協の産物」（オーツ）でしかなく、それだけ社会全体の福利厚生（望ましい状態）が引き下げられていることになる。

地方分権改革が、配分の効率性を改善することによる住民満足度の向上を目指すならば、このような考え方を意識した政策形成のしくみへと近づけていく努力が求められる。

**図表 参考-2 分権化定理**



出所：伊藤（2009）p. 53を基に作成